

合同会社松阪飯南ウィンドファーム「(仮称)松阪飯南ウィンド
ファーム発電所計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成28年2月26日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書」について、合同会社松阪飯南ウィンドファームに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 三重県松阪市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大25,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年12月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 2月19日
経済産業大臣意見	平成28年 2月26日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

合同会社松阪飯南ウィンドファーム「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 本事業の事業実施想定区域の周辺では、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、実現可能な事業の内容を検討し、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛きん類等の生息が確認されており、当該区域の周辺ではクマタカの繁殖活動が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

(3) 植物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、タカクマヒキオコシ、イワザクラ等を構成種と

する特定植物群落（白猪山の植生）が存在するとされており、事業の実施によりこの特定植物群落への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、植生に関する現地調査を踏まえ、当該植物群落の位置を明確にした上で、原則として当該植物群落の改変を回避すること。

（４）景観に対する影響

本事業の実施により、農林水産省が認定した「日本の棚田百選」に選定された「深野だんだん田」の景観に大きな変化が生ずる可能性があること、また、事業実施想定区域内の白猪山からの眺望景観に大きな変化が生ずる可能性があることから、これらの重要な景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した予測及び評価を行い、重要な景観への影響を回避又は極力低減すること。予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに管理者、利用者及び関係自治体等の意見を踏まえること。

（５）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、白猪山山頂に向かうハイキングコースが存在し、直接改変による影響が生ずる可能性があるほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住民、管理者、利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、事業実施による直接改変及び利用環境の変化の程度を予測し、それらがもたらす影響を評価するとともに、影響の回避又は低減を図ること。